

を実施している。平成22年度の所内一時保護件数は20,302件、委託件数は9,126件となっている。(東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値)

また、従来から、保護を要する女性については婦人相談所において一時保護(委託を含む。)を実施しており、配偶者からの暴力や人身取引被害者等を含めた一時保護件数は、22年度で11,866件(要保護女性6,357件、同伴家族5,509件)となっている\*4。

警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている(犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借上げに

要する経費(国庫補助金):23年度16百万円、24年度16百万円)。

今後も、都道府県警察に対して、本制度の効果的運用について指導していく。

内閣府において、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会の開催などを通じ、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされるよう要請するとともに、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し情報提供を行っている。また、平成23年度国民のつどい中央大会のテーマとして、地域における犯罪被害者等支援を取り上げ、居住場所の確保や被害直後からの生活支援を含む地方公共団体の取組について、啓発を行った。

## 4 雇用の安定(基本法第17条関係)

《基本計画において〔今後講じていく施策〕とされたもの》

### (1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、母子家庭の母などが犯罪被害等により求職活動に困難を伴う場合に、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業(「試行雇用奨励金」の支給)を実施している。平成23年度の支給実績(母子家庭の母等試行雇用奨励金全体)は、114人に対し約1,200万円であった。

公共職業安定所において、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

また、平成23年度に独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する労働行政職員基礎研修、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研修

において犯罪被害者等への理解促進を図った。

### (2) 個別労働紛争解決制度の活用等

厚生労働省において、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」(平成13年法律第112号)に基づき、個別労働紛争解決制度(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>)について、ホームページやパンフレット等を活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

また、全国約380か所に設置された総合労働相談コーナー(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>)において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関するあらゆる相談に対し、情報提供、相談等を行うワンストップサービスを実施している。

(\*4) 厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より。

### (3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

厚生労働省において、平成23年度、犯罪などの被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、アンケートを実施したところ、企業、労働者とも9割以上が、同制度を導入すべきという意見があることさえ知らないという状況が明らかになった。そこで、企業や労働者に対し、同制度の導入についての周知・啓発を図るため、23年度にはリーフレットやポスターを作成し、経済団体、労働団体等224団体に送付するとともに、セミナーを開催した。24年度においても、引き続き周知・啓発を行うこととしている。



提供：厚生労働省

## 第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

《基本計画において〔今後講じていく施策〕とされたもの》

#### (1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研修などを行い、精神保健福祉センター、病院、保健所などでPTSD相談事業活動を取り入れ、各施設での活動の充実を図っている。

「PTSD対策専門研修会」では、犯罪被害者の心のケアに関する研修も実施しており、平成23年度は138人が受講した。平成22年度からは、医師、コ・メディカル<sup>\*5</sup>などを対象に講義だけでなく、模擬患者等を用いた実際の対応法の提示等を適宜組み合わせ実践的内容としている。

#### (2) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

保健所や精神保健福祉センターにおいて、犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を実施しており、医療が必要な場合には、医療機関を紹介を行うなど、関係機関と連携している。

保健所において、地域精神保健活動の一環として、精神保健相談窓口を設置し、心の健康相談を実施している。

精神保健福祉センターにおいても、専門知識を有する者による面接相談や電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に相談できるような体制を整備している。また、必要に応じ医師による診察を行い、医療機関への紹介や医学的指導などを行っている。

（\*5）コ・メディカルとは、一般的には医師を除いた医療従事者に対する総称であるとされている。